

令和3年度 固定資産税（償却資産）の申告について（案内）

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産の所有者にも課税されます。

償却資産所有者は地方税法第383条により、その資産の所在する市町村に毎年1月1日現在の資産所有状況（資産の種類、数量、取得価額、取得年月日、耐用年数等）を申告していただくことになっています。

※申告を怠った場合、判明時点から年度をさかのぼって課税することになりますのでご注意ください。

償却資産とは？

個人及び会社で工場や商店などを営むまたは事業（農業・漁業を含む）をされている方が土地及び家屋以外の事業用に使っている資産（機械・機具・備品等）で、その減価償却額または減価償却費が法人税の申告又は所得税及び町県民税申告で経費に算入されるものをいいます。

償却資産の申告にあたり、前年中に資産の増減がない場合や該当資産がない場合、廃業、休業の場合はその旨を申告書の備考欄に記入のうえ提出してくださいますようお願いいたします。

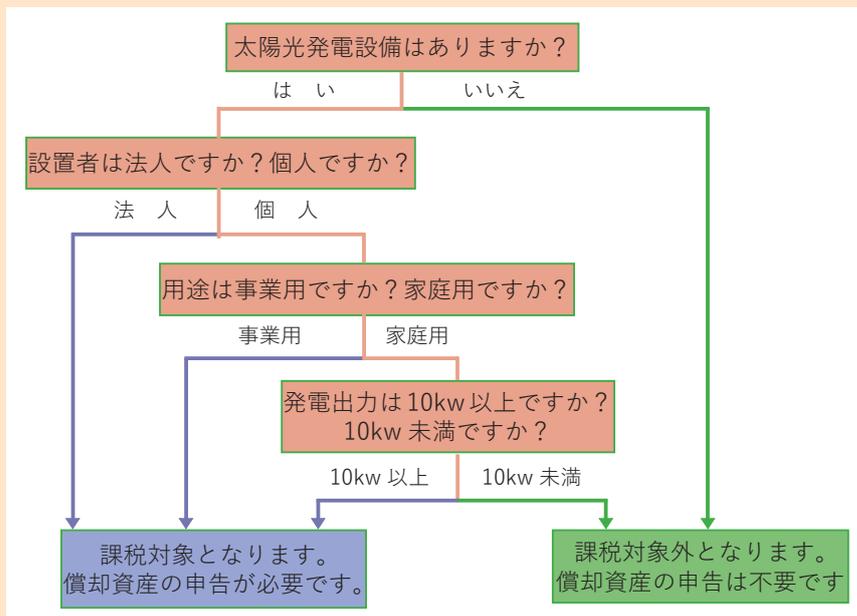
■提出期限

令和3年2月1日（月）

※事務処理の都合上、早めに提出してくださいますようご協力お願いいたします。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構 築 物	貯水池、農業用井戸、下水道、構内舗装、庭園、門塀、広告塔、給水タンク、排水その他の土木設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、アンテナ、ビニールハウスなど
	建物附属設備	受変電設備、電気設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、店舗内装設備等のうち固定資産税について家屋として取り扱わなかったもの
2 機械及び装置		太陽光発電設備、加工機械、製造機械、冷凍・冷蔵業務設備、紡績設備、工作機械、木工機械（製材業務設備）、印刷設備、建設工業機械、運搬設備、金属・非金属製造設備、ホテル・旅館用設備、クリーニング設備、コンバイン、トラクター、田植機など
3 船 舶		漁船、油そう船、木船、モーターボート、砂利採取船、など
4 航 空 機		飛行機、ヘリコプターなど
5 車両及び運搬具		フォークリフト・ブルドーザー・タイヤショベル・パワーショベル・ロードローラー等の自走式作業用車両、工場内運搬機、動力運搬機、自転車、リヤカー、被牽引車など (注) 但し、自動車税・軽自動車税で課税対象となっている自動車、小型特殊車両は除きます。
6 工具・器具及び備品		測定工具、事務机・椅子、応接セット、パソコン等OA機器、電話、カメラ、看板、金庫、自動販売機、パチンコ台等の遊具など

太陽光発電設備を設置している方への案内



太陽光発電設備を設置している方で、償却資産として課税対象となる場合がございます。以下のフローチャートにより、対象となるか対象外となるかご確認をお願いします。対象となる方は申告が必要となりますので税務課までご連絡ください。

お問い合わせ先 肝付町役場 税務課 賦課係 ☎0994(65)8414